一般財団法人日本ジャンプロープ連合
都道府県支部会員制度規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下「本部」という）が提示する条件のもと、各都道府県支部（以下「支部」という）が独自の会員制度（以下「支部会員制度」という）を設立し、運営するにあたっての基本条項を定めるものである。支部会員制度の導入により、支部の運営費や活動費の捻出を可能にするとともに、本部と支部が協力して会員に対し、より良いジャンプロープのスポーツライフを提供することを目的とする。

第2条 (制度の任意性)

各支部は、本規程に基づき、支部会員制度を導入するか否かを任意で選択することができる。

第3条 (制度の独立性)

1. 支部会員制度は、本部が運営する会員制度とは互助的要素を含まない、完全に独立した各支部独自の制度として運営されるものとする。
2. 本部会員と支部会員の特典は、互助作用のないよう設定するものとする。

第4条 (活動範囲)

支部会員の活動及び特典の有効範囲は、当該支部が管轄する都道府県内に限るものとする。

第2章 制度の導入

第5条 (導入の申請)

支部会員制度の導入を希望する支部は、本部が準備した申請書、整備状況説明書等の必要書類を本部に提出しなければならない。

第6条 (導入の条件)

1. 支部会員制度を導入する支部は、会員保護を目的とした法令等を遵守した整備を行う観点から、法人化されていることが望ましい。
2. 導入を希望する支部は、申請にあたり以下の準備を独自に整えなければならない。
    - (1) 会員規程・規約等の約款書類（支部ウェブサイト上で公開義務を有する）
    - (2) 会員への賠償責任等が発生した場合の担保を有する証明としての預金残高証明
    - (3) 個人情報保護の整備状況がわかる書類（プライバシーポリシー等、支部ウェブサイト上で公開義務を有する）
    - (4) 会員との取引システムの整備状況がわかる書類（金銭授受、電子商取引、トラブル対応等）
    - (5) 支部運営体制の整備状況説明書（支部の運営規約、役員の適格性、法令遵守の制度設計等）

第7条 (審査及び承認)

1. 本部は、前条に基づき提出された書類について、金銭の授受、個人情報の取り扱い、規約の整備、法令順守等の観点から厳密な審査を実施する。
2. 本部は、審査結果を支部に通達し、承認した支部に限り、支部会員制度の実施を許可する。

第3章 運営

第8条 (運営主体と責任)

1. 支部会員制度の運営は、本部からの許認可、監視、指導のもと、支部が自己の責任において独自に行うものとする。
2. 支部は、支部会員の管理を怠らないものとする。
3. 支部は、金銭管理・情報管理等の準備や整備を適切に行わなければならない。

第9条 (会費)

1. 支部会員制度の会費金額、有効期間、対象者、特典等は、各支部が自由に設定できる。
2. 前項の会費は、本部会員の会費額を上回らないものとする。
3. 会費の有効期間は、本部の会費有効期間を上回らないものとする。

第10条 (会員情報の管理)

支部は、会員情報の管理とプライバシーポリシーの策定を行わなければならない。

第11条 (会員規約の作成)

支部は、会員制度の特典、入会・退会手続き、禁止事項等の詳細なルールをまとめた会員規約を作成しなければならない。

第12条 (トラブル対応)

支部は、以下のトラブル発生時に備え、業者との契約や保険への加入等、対応策の整備体制を構築しなければならない。

- (1) 金銭トラブル（会費未納、特典提供の未達成等）
- (2) システムトラブル（会員管理システム）
- (3) 対人トラブル（事件、事故、災害等）

第4章 書類整備

第13条 (プライバシーポリシー)

支部が策定するプライバシーポリシーには、個人情報保護法に則し、少なくとも以下の項目を含まなければならない。

- ① 基本方針：個人情報保護の重要性を認識し、その方針を示すこと。
- ② 収集する個人情報：氏名、住所、連絡先など、収集する情報の種類を明記すること。
- ③ 個人情報の利用目的：会報誌の送付、イベント案内、サービス向上など、利用目的を具体的に記載すること。

- ④ 個人情報の第三者への提供：本人の同意なく第三者に提供しない原則と、法令に基づく場合などの例外を明記すること。
- ⑤ 個人情報の管理：不正アクセス、紛失、漏洩の防止策など、安全管理措置について記載すること。
- ⑥ 個人情報の開示・訂正・削除：本人からの申し出があった場合の対応手続きを明記すること。
- ⑦ お問い合わせ窓口：個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先を設置・明記すること。
- ⑧ プライバシーポリシーの変更：変更手続きと、変更後の通知方法について記載すること。

第14条 (会員規程・規約)

支部が作成する会員規程・規約には、少なくとも以下の条項を含まなければならない。

- 第1条 (総則・目的)：規約の目的と、会員制度を通じて目指す活動方針。
- 第2条 (会員)：会員の定義、入会手続き、承認基準。
- 第3条 (会員特典)：具体的な特典。
- 第4条 (会費)：金額、支払方法、支払期日、滞納時の措置、返金の可否。
- 第5条 (会員資格の有効期間と更新)：有効期間と更新手続き。
- 第6条 (届出事項の変更)：住所変更などの届出義務。
- 第7条 (退会)：任意退会の手続き。
- 第8条 (除名)：支部が会員を除名できる条件。
- 第9条 (禁止事項)：会員として禁止する行為。
- 第10条 (規約の変更)：規約変更の条件と通知方法。
- 附則：規約の施行日。

附則

本規程は、2025年11月4日より施行する。